一　保安林の所在場所　兵庫県加古川市志方町永室字寺ノ前八六四の一から八六四の四まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市大屋町大杉字奥山九八六の一、九八六の二、九八七、九八八の一、九八八の二、九八九、九九〇、九九一の一から九九一の三まで、九九二、九九四の一、九九四の二、九九五、九九六、九九七の一、九九七の二、九九八、九九九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥山九八六の一・九八六の二・九八七・九八八の二・九八九・九九一の一・九九一の二・九九四の一・九九四の二・九九五・九九六・九九七の一・九九七の二・九九八（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）、九八八の一、九九二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市大屋町中間字瓜畑一七七の三・三五八・三六一・三六二・三六四・字家ノ上一九一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字瓜畑一七七から一八三まで、一七七の一、一七七の二、一七八の一、一八〇の一から一八〇の四まで、一八二の一、一八二の二、三六三、三六五から三七九まで、字家ノ上一八四から一九〇まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字瓜畑三五八・三六三・三六四・三七〇から三七三まで・字家ノ上一九一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、字瓜畑三六七から三六九まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父市久那字高根一五二九、一五三一、一五四六の一、一五四六の二、一五四七の一、一五四九の一、一五四九の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県三次市作木町大津字井手平一〇一八〇の一、一〇一八〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字井手平一〇一八〇の一・一〇一八〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山字尾ノ上甲一七五の二、字法下谷甲一七八の一、甲二〇二、甲二〇四の二、甲二〇五の二、甲二〇五の三、字矢柄林甲二三三の二から甲二三三の四まで、甲二四九、字宮ノ上甲二五八、甲二六一の一から甲二六一の三まで、甲三三三の三、字小川内丙五五九の一、丙五五九の二、丙五六〇の一、丙五六〇の二、丙五八七の二、丙五九四、丙五九六の五、丙五九七、字原口甲五七五、甲六三四の六、甲六三四の一二、甲六三四の一三、甲六四九、甲六五一、甲六五九の一、甲六六一の二、甲六六一の三、甲六六九の二、甲六七一、甲六七四の二、甲六九三、甲六九五、甲七〇三、甲七〇八の二、甲七二五、字立岩甲七五〇、甲七五二の二、甲七五二の四、甲七五二の六、甲七五二の一三、甲七五二の一四、甲七五二の一六、甲七五二の二〇、甲七五二の二二、甲七五四、甲七五五の一、甲七五六の一、甲七七六の一、甲七八一、甲七八四、甲七八六の一、甲七八六の二、甲七八七、甲七八九、甲七九五、甲七九八、甲八〇〇の二、甲八〇二の一、甲八〇二の二、甲八〇三、甲八〇八、甲八一一の一、甲八一一の二、甲八一一の四から甲八一一の六まで、甲八一一の一七、甲八一一の二〇から甲八一一の二二まで、甲八一一の三〇、甲八一一の三一、甲八一一の三四、甲八一一の四〇から甲八一一の四三まで、字谷川甲八一二、甲八一三の二、甲八一三の三、甲八一三の七から甲八一三の九まで、甲八一三の一三、甲八一三の一五、甲八一三の一六、甲八一三の一八、甲八一四、甲八一九、甲八二〇、甲八二一の一、甲八二二の二、甲八二六、甲八三九、甲八四七、甲八四九の一、甲八五〇の一、甲八五一の二、甲八五一の三、甲八七八、甲八